

市川工業高校（定時制）の取組

日本語指導を要する外国人生徒の市川工業高校（定時制）への受け入れについて、同校教頭の關 敏昭先生にまとめていただきました。

平成22年度外国人の特別入学者選抜において、千葉県内で初めて定時制の課程において6名の外国人生徒を受け入れました（23年度は7名）。市川工業高校でこれまで行ってきた外国人生徒への支援の在り方を報告させていただくとともに、日本での外国人生徒の現状と課題等を述べたいと思います。

1 市川工業高校定時制における外国人生徒等の状況

日本に暮らす外国人生徒の数は、年々増加の傾向にあります（p 8 参照）。

（1）外国人生徒の高校進学

市川工業高校では、以前から一般入試（特色ある入学者選抜ならびに学力検査等）において少なからず毎年のように外国人生徒が入学していました。

ただし、他の生徒と同じ学科試験や面接を受けての合格で、日本語の読み書きや会話がある程度成り立っていた者がほとんどでありました。

「外国人の特別入学者選抜」は、入国後の在日期間が3年以内の者が対象で、ほとんどの生徒は、日本語能力検定4級合格が困難な状況でした。



図1 外国人生徒の日本語指導の様子（0限授業）

（2）平成23年度国別在籍生徒数

表1は、平成23年度の市川工業高校定時制の課程における国別・学年別の在籍生徒数一覧です。計7か国30名が在籍しています。これは、全生徒の14.3%にあたり、フィリピンと中国籍の生徒が多くなっています。

表1 国別・学年別 在籍生徒数 (女子)

国籍	学年	1	2	3	4	計
フィリピン		6	6 (2)	2		14 (2)
中国		3	4		1	8
タイ			2			2
メキシコ					1	1
ペルー		1	1	1		3
パキスタン			1			1
シンガポール					1	1
計		10	14 (2)	3	3	30 (2)

H23.5.31 現在

2 外国人生徒受け入れのための校内組織

表2は、本校の平成23年度外国人生徒の指導を担当する職員の一覧です。

これまで本校での外国人生徒の指導は、教務部が中心となっておこなってきました。今回外国人生徒を集中して受け入れるにあたって、教務部中心から、学校全体で取り組むような分掌組織へ変更しました。

指導の主眼は、日本語指導や学習指導、教育相談、ならびに在学中と卒業後の進路指導を強化することにおきました。

表3は、平成23年度の外国人生徒指導のための教育相談員とスクールカウンセラーの概要です。

表2 外国人生徒日本語等指導担当職員

	氏名	性別	分掌名	外国語・指導内容等
1	S	男	教頭	英語
2	F	男	教務主任	英語, 韓国語
3	K	男	生徒指導主事	中国語
4	H	男	進路指導部	韓国語, ネパール語, 英語
5	E	女	教務部	英語
6	M	男	生徒指導部, 2学年	英語, ポルトガル語, 中国語
7	N	男	教務部	韓国語, 書類・データ管理
8	X	男	教務部	中国語, 英語, 書類・データ管理
9	U	男	1学年	担任, 副学年主任, 教育相談

表3 外国人生徒指導のための教育相談員等

	氏名	性別	週あたり時数	職名	母語	在籍
1	A	女	4	教育相談員	スペイン語	2年目
2	T	女	4	教育相談員	フィリピン語	4年目
3	R	女	4	教育相談員	中国語	7年目
4	N	女	2	教育相談員	タイ語	2年目
5	S	女	2	教育相談員	タイ語	2年目
6	X	女	6	スクールカウンセラー		1年目

3 外国人生徒の校内指導組織

表2と表3のように、計15名が担当し、さらに4名の職員を専属に配置しました。

指導の様子は、図1の写真を参照してください。

(1) 入学許可候補者説明会

図2は、入学前の学校説明会で書類作成のために使用した各母国語に翻訳した資料です。

(2) 日本語力の確認と日本語指導

入学直後から日本語の指導をおこなっています。教育相談員と本校職員で母語ごとに担当曜日を変えて行っています。

(3) 学習指導

外国人生徒教育相談員は、教育相談の他に、本校職員と共同し、0限授業(始業前の課外授業)で日本語指導や学習指導をおこなっています。取出授業は、行っていません。

授業中は、外国人生徒の隣で通訳として授業に参加しています。

夜間高校で、1日4時間、ゆっくりと丁寧に生徒の理解度を十分把握しながら学習指導する本校の指導体制は、外国人の生徒には適度な学習速度ではないかと思われます。

<p>★県立学校授業料</p> <p>入例及び手続き</p> <p>1. 記入例したがって口座振替を希望す</p> <p>1. Copie el documento como el ejemplo (6)</p> <p>2. 金融機関より2～4枚目が返却されま</p> <p>2. El banco le dá a Ud. desde el segundo al</p> <p>口座振込手続案内(カク語)</p>		<p>記入例 Copie el documento como el ejem</p> <p>金融機関名 nombre de banco</p> <p>銀行 banco</p> <p>支店 sucursal</p> <p>私は、授業料等を次のとおり口座振替で納付</p> <p>Ud. debe usar una Cuenta Bancaria para p</p> <p>依頼日 dia de en cargo (今年は平</p> <p>銀行振込用紙記入用(スペイン語)</p>
<p>★誓約書 誓约书</p> <p>現住所 现在居住地点</p> <p>保護者氏名 监护人姓名</p> <p>印 符号(印章)</p> <p>保証人氏名 保证人姓名</p> <p>ふりがな 假名注音</p> <p>生 年 月 日 出生年月日</p>		<p>誓約書記入用(中国語)</p>

図2 入学前説明会用資料

(4) 教育相談

日本語が理解できず、かつ慣れない日本の高校生活に不安だらけの外国人生徒は、日常生活から学校のこと、家庭の保護者との連絡調整など、外国人のための教育相談員が果たす役割は大変重要です。

本校の教育相談員は、通常の教育相談から日本語指導や学習支援、保護者の相談事、さらには、給食を共にとりながらの相談など、幅広くかつ密度の濃い関係を築きながら職務にあたっています。

(5) 実習指導

本校は、工業高校です。教科科目に、「工業技術基礎」や「情報技術基礎」などの実習があり、工作機械や計測機器等を使う作業があります。溶接や旋盤、測定機器の取り扱い是指導する教員が、自らやって見せ、実物を目の前にして教員の手ほどきをうけながら、体で習得していきます。日本語が通じなくても、ハートで通じる。これは、工業高校のおおきな特徴です(図3参照)。



図3 外国人生徒の旋盤実習

4 外国人生徒が日本で生きるために必要な3力の指導と課題

外国人の生徒が、今後日本で生活していくための基盤を築くことは、留学生とは状況が異なり、一生涯の問題です。定職に就くことや進学するために必要な基盤は、以下のようなことがいえます。

(1) 日本語の力

日本で生活していくためには、日本語をマスターすることが必要不可欠です。入国後の在日期間が3年以内であれば、「外国人の特別入学者選抜」による入学方法がありますが、

3年超の生徒は、一般入試による選抜試験を受けなければなりません。これは難関なハードルのようです。

高校の4年もしくは3年間で、日本で生活するのに必要な学力と技術を身につけ、定職に就くか進学することが目標となります。その基礎は、何をおいても"日本語"の修得にあります。

(2) 学習する力

普通科目のほかに専門科目も学ぶ専門高校は、日本語が不十分な生徒には特に大変なようです。しかし、向上心をもって努力すれば必ず進路が開けることを絶えず問いかけています。

(3) 生活する力 =経済力・仕事

卒業後の就職相談や在校中のアルバイトの斡旋など、教育相談員は、生徒のみならず保護者の相談にもかかわっています。

5 本校の課題と対応について

日本語の早期習得と生活指導など、次年度を見越した体制見直しをおこなっていきます。

(1) 指導体制の確立

図4のように、効果のある指導を展開するには、学習支援、日本語支援、教育相談の他、保護者や支援機関といかにスムーズに連携を図っていくかが大事です。教育相談員等全6名と本校職員9名が、外国人生徒の支援にあたっています。

外国人生徒を指導するためのリーダーとなる日本語による「日本語指導をおこなう専門の教員」が必要不可欠です。

(2) 就職・進学

仕事の体験、インターンシップ、アルバイト等、外国人生徒の進路を決定するため、進路指導部を中心に4年計画の就職学支援をたてました。そのため、平成22年度から、進路指導部の職員を増員したところです。

(3) プレスクール（プレクラス）

高等学校内にプレスクールを設置することで、外国人生徒を高等学校進学へと意欲を高めることができないか、研究しているところです。



図4 外国人生徒のサポート体制

6 おわりに

年々増加している外国人の若者をいかに日本で安定した生活ができるようにするか。艱難辛苦を乗り越えようとしている者がいる限り、国をあげて取り組み、徹底してこれを支援していかなければなりません。

「やり直しの場」、「生涯学習の場」、「多様な学習形態の場」を提供していくことが本校のモットーです。

市川工業高校定時制の課程は、これからの自分を切り開こうとする生徒に惜しみない手助けをすすめていきます。

(2) ハンセン病元患者の人権

平成8年「らい予防法」が廃止され、その後、療養所の入所者らによって提訴された「らい予防法違憲国家賠償請求」に対して、平成13年に熊本地方裁判所で原告勝訴の判決が下りました。この判決に対し、国も長年続けてきた隔離政策の誤りを認め、控訴を断念するとともに、総理大臣談話を発表し、ハンセン病問題の早期解決に取り組む決意を表明しました。それから10年…ハンセン病元患者の方々は自分を取り戻すことはできたのでしょうか？ 私たちの中にあつた偏見や差別意識は払拭されたのでしょうか？

ここでは、東京都東村山市にあります「国立ハンセン病資料館」の黒尾和久学芸課長にお話しを伺います。



Q ハンセン病とは、どんな病気なのでしょうか？

A ハンセン病は、結核菌に似た**抗酸菌（らい菌）による慢性の感染症**です。らい菌は、人間の体温よりもやや低い温度を好みます。そのために主として外気に触れるような顔や手足など、人の目に触れやすい場所の皮膚や指先などの末梢神経を侵し、様々な皮膚症状と知覚・感覚障害、運動障害を起こします。

そして慢性の感染症ですから、ゆっくり病状が進行するという点が重要です。病状が進む過程で、たとえば皮膚から軟骨が侵されれば鼻梁が陥没してしまいます。また顔面の神経麻痺で眼を閉じることができなくなると、目の表面が乾燥して炎症を起こし失明につながることもあります。また運動神経の麻痺を放置すれば手足の拘縮をおこして機能が元に戻らなくなります。手足の感覚麻痺による温痛覚の喪失により、しばしばやけどや怪我をおこし、足の裏には足底穿孔症という、足に穴があく合併症を生じ、放置すると患部の切断も余儀なくされることにもなりました。

人目につく顔や手足を中心にした身体の変形や脱落という苦しみを伴い、さらに病状は進行し、様々な合併症を伴いながら、やがて悶絶しながらの死に至るというわけですから、ハンセン病が特効薬の開発される以前は、人々に恐ろしい「不治の病」として受け止められても致し方なかったと思います。

しかしながら、医学の発達、研究の進展によって、**有効な治療薬も開発された現在、ハンセン病は、治療可能な感染症の一つ**になりました。早期に治療すれば後遺症も残りません。そして**栄養状態・衛生状態の良好な日本においては、新しい患者さんの発生はほとんどなくなりました**。そもそも、らい菌の感染力は非常に弱く、たとえ感染をしても**栄養状態・衛生状態がよければその人の体内免疫力で抑え発病することがないこと、発病しても自然に治癒してしまうことも多いようです**。ハンセン病は、20世紀後半には、人類が十分にコントロールできる普通の病気になったというわけです。